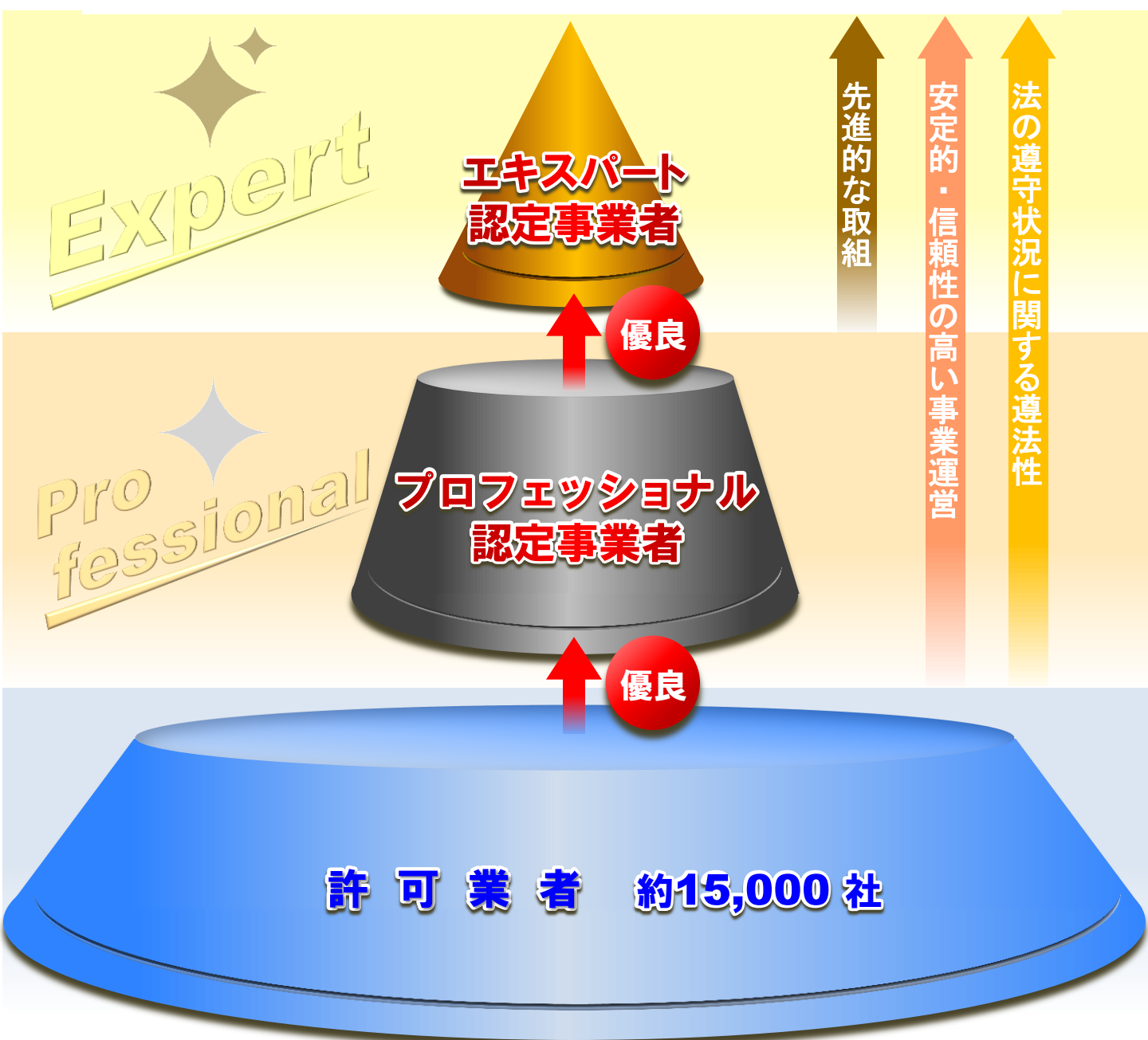


東京都の **優良認定事業者** とは

—産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル—

東京都の優良認定事業者とは、法令に定められた許可の基準を超えてさらに、事業の透明性に優れ、高い水準での廃棄物処理に取組み、また経営的事項・管理体制も健全であると評価された信頼性の高い処理業者です。



優良性基準適合認定制度の主な評価内容



廃棄物処理・資源化に係る法令遵守についての評価

- ・行政指導、不利益処分
- ・納税状況
- ・委託契約書、マニフェスト、処理帳簿
- ・自動車の排ガス適合、飛散防止措置など

評価項目
9～16
項目



安定的で信頼性ある事業運営についての評価

- ・財務状況
- ・インターネット情報公開
- ・労働安全衛生
- ・電子マニフェストなど

評価項目
21～36
項目



高い水準の適正処理・資源化に関する取組みや環境貢献活動等の先進的な取組についての評価

- ・企業の社会的責任体制（CSR）
- ・認証取得（ISO14001、エコアクション21等）
- ・低公害・低燃費車両、重機の導入
- ・技術の開発、研究など

評価項目
15～21
項目

*評価項目数は、申請する業の区分により異なります。

平成23年4月の法改正により、**排出事業者責任**が強化されました!

優良認定事業者への処理委託で 産業廃棄物の適正処理を推進しましょう



(優良認定事業者に与えられる認定ロゴマーク)



《制度に関する問い合わせ先》

東京都環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課
TEL 03-5388-3586
八王子市 資源循環部 廃棄物対策課
TEL 042-620-7458



《東京都知事指定第三者評価機関》

公益財団法人 東京都環境公社
優良性認定評価室
TEL 03-3644-1381